

許可第1214号

一般廃棄物収集運搬業許可証

令和6年4月1日

クリーンシステム株式会社
代表取締役 井古田 晃伸 様

坂戸市長 石川 清



坂戸市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第25条第3項の規定により、
次のとおり許可します。

営業所の所在地 及び名称	埼玉県鶴ヶ島市大字高倉1217番地5 クリーンシステム株式会社
取り扱う一般廃棄物 の種類	燃やせるごみ・燃やさないごみ・資源プラスチック・ 資源ペットボトル・資源カン・資源ビン・資源紙・ 資源布・粗大ごみ
収集又は運搬の区別	収集・運搬（積替え保管を除く。）
営業の区域	作業場所報告書に記載された事業所
許可の有効期限	令和6年4月1日から令和8年3月31日まで
許可の条件	裏面のとおり

(裏面)

一般廃棄物処理業許可条件

- 1 坂戸市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例及びその他関係法令を遵守しなければならない。
- 2 坂戸市内から発生する一般廃棄物以外のものを搬入してはならない。
- 3 坂戸市の指定する一般廃棄物の分別基準を遵守しなければならない。
- 4 一般廃棄物の搬入については、分別基準に従い、事業計画書及び運搬先等報告書に記載されている施設へ搬入すること。また、施設への搬入については、各施設の職員の指示に従うこと。
- 5 営業の区域は、作業場所報告書に記載されている市内事業所とする。ただし、事業所に変更が生じた場合には、坂戸市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則（以下「規則」という。）第17条の規定による変更届出後の市内事業所を区域とする。
- 6 事業の用に供する許可車両は、次のものとする。ただし、許可車両に変更が生じた場合には、規則第17条の規定による変更届出後の許可車両とする。

No.	車体の形状	車両番号	最大積載量 (kg)
1	脱着装置付コンテナ専用車	川越130あ1556	3,700
2	脱着装置付コンテナ専用車	川越100あ491	3,750
3	塵芥車	川越800あ400	2,950
4	塵芥車	川越800さ2701	2,750
5	塵芥車	川越800さ893	3,000
6	塵芥車	川越800さ1985	2,650
7	塵芥車	川越830あ963	2,900
8	脱着装置付コンテナ専用車	川越400あ372	2,000
9	塵芥車	川越800さ2702	2,350
10	塵芥車	川越800さ1993	3,200
11	塵芥車	川越800さ1046	3,200
12	バン	川越100さ1829	2,000
13	塵芥車	川越800あ1403	2,850
14	塵芥車	川越800さ3078	2,750
15	塵芥車	川越800さ2819	2,200
16	塵芥車	川越800さ3169	2,650
17	塵芥車	川越800さ3218	2,650
18	塵芥車	川越800さ3314	2,650
19	塵芥車	川越800あ295	3,050

7 その他の留意事項

- (1) 排出者とともに、ごみの減量・資源化に努めること。
- (2) 一般廃棄物の受付時間（月曜日から金曜日まで ※祝日を除く。）は、次のとおりである。ただし、変更が生じたときは、施設へ表示する。
坂戸市西清掃センター及び坂戸市東清掃センター
・午前：8時30分～正午
・午後：1時～4時30分
- (3) 坂戸市と寄居町の協議で認められた一般廃棄物の種類及び数量に限り、オリックス資源循環株式会社寄居工場（埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山313番地）及び株式会社アイル・クリーンテック寄居工場（埼玉県大里郡寄居町三ヶ山328番地）へ搬入できるものとする。
- (4) 坂戸市と羽村市の協議で認められた一般廃棄物の種類及び数量に限り、株式会社西東京リサイクルセンター（東京都羽村市緑ヶ丘三丁目3番地3）へ搬入できるものとする。